

愛媛県自動車整備振興会東予支部青年部規約

(目的)

第 1 条 本青年部は、愛媛県自動車整備振興会東予支部傘下の次代を背負う若きリーダーを中心として組織し、組合の健全なる発展を図ると共に企業の経営の合理化、近代化及び高度化を推進するために結成する。

(名称)

第 2 条 本青年部は、愛媛県自動車整備振興会東予支部青年部とする。

(事務局)

第 3 条 本青年部の事務局は、東予地区自動車整備協同組合内に置く。

(事業)

第 4 条 本青年部は、第 1 条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 会員のためにする各種研修会の開催
- (2) 会員企業の経営の健全化を図るための各種情報交換及び提供
- (3) 会員の福利厚生に関する事業
- (4) 前各号に付帯する事業

2 本青年部は、東予地区自動車整備協同組合の機能を含む。

(会員資格)

第 5 条 本青年部の会員は、愛媛県自動車整備振興会東予支部の会員又は、会員の会社の幹部で、55才未満の者で、本青年部の趣旨に賛同するものとする。

(加入)

第 6 条 前条の資格を有する者で、東予支部会員及び青年部員の推せんを得て本青年部の役員会の承認を得るものとする。

(脱会)

第 7 条 部員は、あらかじめ本青年部にその旨の申し入れをしたうえで、事業年度の終わりにおいて脱会することができる。

(機関)

第 8 条 本青年部に次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 役員会

(総会の招集)

第 9 条 総会は原則として毎事業年度終了後 3 カ月以内に開催する。ただし、必要と認めたときは、何時でも臨時総会を開催することができる。

(総会の議事)

第 10 条 総会の議事は部員の半数以上が出席し（委任状を含む）、その議決は出席者の過半数で決するものとし、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会の議長)

第11条 総会の議長は、青年部長が務める。

(総会の議決事項)

第12条 総会においては、次に掲げる事項を決議する。

- (1) 事業計画及び収支予算の決定
- (2) 事業報告及び収支決算の承認
- (3) 役員の選挙
- (4) 規約の改廃
- (5) その他、役員会において必要と認める事項

(役員会)

第13条 役員会は、理事及び監事をもって構成する。

- 2 役員会は、青年部長が統轄し、必要に応じて青年部長が招集する。
- 3 役員会の議事は理事の半数以上が出席し、その議決は出席者の過半数で決するものとし、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 役員会の議長は、青年部長が務める。
- 5 役員会においては、青年部の運営に必要な事項を審議する。

(役員の定数)

第14条 本青年部の役員は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------|-----------------------|
| (1) 青年部長 | 1名 |
| (2) 青年副部長 | 3名 |
| (3) 理事 | 15名以内 (青年部長、副部長、会計含む) |
| (4) 監事 | 3名以内 |

(役員の職務)

第15条 青年部長は、本青年部を代表し業務を執行する。

- 2 青年副部長は青年部長を補佐し、青年部長に事故又は欠員があるときは、青年部長があらかじめ定めた順位にしたがい、その職務を代行する。
- 3 理事は、青年部の運営及び業務の執行にあたる。
- 4 監事は、いつでも会計の帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写をし、理事に対し会計に関する報告を求めることができる。

(役員の選挙)

第16条 役員は、総会において選挙する。(再選は妨げない。)

- 2 役員の選挙は、単記式無記名投票によって行う。
- 3 有効投票の多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで当選人を定める。また、当選人が辞退したときは、次点者をもって当選人とする。
- 4 第2項の規定にかかわらず、役員の選挙は、出席者全員の同意があるときは、指名推選の方法によって行うことができる。

5 指名推選の方法により役員を選挙を行う場合における被指名人の選定は、その総会において選任された選考委員が行う。

6 選考委員が被指名人を決定したときは、その被指名人をもって当選とするかどうかを総会にはかり、出席者の全員の同意があった者をもって当選人とする。

(役員任期)

第17条 役員任期は、2年とする。

2 補欠(増加に伴う場合の補充を含む。)のため選挙された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問及び相談役)

第18条 本青年部に顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は役員会の議決を経て、青年部長が委嘱する。

(会費)

第19条 本青年部の運営に要する会費は、総会において定めた年会費(12,000円)を部員から徴収するものとする。

2 会費の額及び徴収方法は総会において決定する。なお必要に応じ特別会費を徴収することができる。

(事業年度)

第20条 本青年部の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

(補則)

第21条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は役員会に諮り、青年部長が定める。

付則

この規約は、平成14年8月30日から施行する。

改正 平成30年7月14日